議事要旨(2) IASBディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの 見直し」へのコメント対応

冒頭、小賀坂副委員長より、IASBディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」(以下「DP」という。)の検討状況の概略について説明がなされた。続いて、紙谷ディレクター及び神谷シニア・プロジェクト・マネージャーより、説明資料[審議事項(2)]に基づき、DPの第2章及び第4章の質問に対する回答の方向性について説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、質問 8 に対する回答の方向性について、当事者が起こり得る確率を知って取引していない場合には蓋然性規準が必要と主張しているが、その理由に厳密さを欠いているのではないか、という発言がなされた。
 - ➤ これに対して事務局からは、蓋然性を主に測定で考慮することは財務諸表の作成 コストを不要に増大させることに繋がるとの指摘もあり、認識に蓋然性規準を残 すべきと主張することを考えている。但し、この点については、理屈付けも含め、 引き続き検討したい、という回答がなされた。
- ある委員より、現行の概念フレームワークでは、持分(資本)が積極的に定義されていないため、包括利益を資本取引を除く純額としての資産の増加として説明できないのではないか、という発言がなされた。
 - ➤ これに対して事務局からは、これまでの IASB による持分に関する議論では純損益 及びその他の包括利益計算書との連携についてはあまり扱われていないが、ASBJ は資本取引と損益取引の区分を重視しており、この点についてコメントする方向 で検討したい、という回答がなされた。
- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ➤ 蓋然性への言及を認識規準から削除すると、蓋然性を測定で考慮することになるが、IASBが個々の基準を開発する中で会計基準間の整合性が担保されなくなる可能性があり、概念フレームワークの目的が果たされなくなるおそれがあるのではないか
 - ▶ 自己創設のれんについては資産の定義及び認識規準を満たすとしても、財務報告の目的を果たさないため認識されないとされているが、受託責任との関係についてはどのように考えるべきか。
- これに対し事務局より、次のような回答がなされた。
 - ▶ 認識規準について、蓋然性の閾値を残した方が良いと考えられるものの、概念フレームワークにどこまで詳細に記述すべきかのバランスも含め、事務局において引き続き検討中である。
 - ▶ DP 公表前の IASB の議論では、自己創設のれんはコスト・ベネフィットに見合わな

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体 財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの 法律により禁じられています。 いため認識されないという説明がなされていたが、ASBJからも、第1回会計基準アドバイザリー・フォーラム等において、財務報告の目的に合わないことを理由とすべきと主張した。こうした経緯もあり、DPでは現在の記述とされており、事務局としては、この点に関するDPの説明について概ね問題ないと考えている。

- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ▶ ASAF 対応専門委員会における議論として、未履行契約との関係で対応が必要と考えられると記載されているが、負債の定義には現在の義務とあり、契約を締結したとしても検収という行為がないと支払の義務は発生しないので、未履行契約が入らないのではないか。
 - ▶ 資産の定義に「現在の」を追加する提案がされているが、現行の定義で対処できない問題があるからなのか。
- これに対し事務局より、次のような回答がなされた。
 - ▶ DPでは、未履行契約について、義務はあるが資産との関係で正味の価値が0なので認識しないとされており、結果的に多くの場合、認識されないこととされている。
 - ➤ IASBによる議論では、当初 「過去の事象」についての言及を削除して「現在の」 を追加することにしたが、その後の議論で「過去の事象」への言及を維持するこ とになった。このため、「現在の」という記述だけが追加されたように見えるか もしれない。
- ある委員より、不確実性を存在の不確実性と結果の不確実性に分類して議論している が、偶発債務や偶発資産はどちらに分類されるのか、という質問がなされた。
- ある委員より、現行の概念フレームワークでは、認識規準の 1 つとして構成要素の定義が明確に位置付けられているが、DP では必ずしもそれが明示されていないように見受けられるが如何か、という質問がなされた。
 - ▶ これに対し事務局より、ご指摘の点については論理的に読み取れると考えられるが、明確化すべきと指摘することは考えられる、という回答がなされた。
- ある委員より、次のような質問がなされた。
 - ➤ 不確実性について、かなり稀な場合である訴訟のみを存在の不確実性として、結果の不確実性と区別して考える目的は何か。
- これに対し事務局より、次のような回答がなされた。
 - ▶ 存在の不確実性を切り分けることで、過去の事象がある場合には原則として財務 諸表に認識して測定することを明確にしたい、という意図も考えられる。

以上